

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

今年の新入社員「奇跡の一本松」型 困難な就職活動に「頑張り」と評価

今年2012年の新入社員たちは晴れて入社式に臨んでいるが、昨年3月11日の東日本大震災に思いが及んで、心中には安堵と苦難が去来していることだろう。ちょうど就職活動が本格化しはじめた時期で、その道のりは凹凸やイバラではなかっただろうか。低迷する内定率、被災地外でも計画停電や交通、通信の混乱、被災による突発的な採用中止もあった。あれからほぼ1年が経過した本年2月1日時点での大卒予定者内定率は80.5%(厚生労働省、文部科学省調べ)。昨年同時期より3.1ポイント上昇したが、過去3番目の低さである。

このような背景があったからか、日本生産性本部の恒例の「新入社員タイプ命名」は「困難な就職活動と厳しい就職戦線を乗り越えてきた若者たちの頑張りが見られた。これからも想定外に直面することもあるが、それを乗り越えていくことに期待したい」とエールを贈った。

これまでのネーミングには時折、どこか新人を突き放すような皮肉な分析もあったが、今年は、まさに新人にふさわしい「奇跡の一本松」型ですんなりと落ちついた。「奇跡の一本松」とは、いうまでもなく岩手県陸前高田市の松原海岸に1本だけ残った、樹齢200年を超す老木のことである。選者は、「まだ未知数だが、先輩の胸を借りる(接木)などしながらその個性や能力(種子や穂)を育てて行けば、やがてはどんな部署でもやっていける(移植)だろうし、他の仲間とつながって大きく育っていく(成木)だろう」と励ました。

税務会計

退職手当等の2分の1課税は廃止 勤続年数5年以下の特定役員対象

2012年度改正で、特定役員退職手当等に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止される。

「特定役員退職手当等」とは、退職手当等のうち、役員等としての勤続年数(役員等勤続年数)が5年以下である者が、退職手当等の支払をする者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。「渡り」と呼ばれる天下り役人に対する規制措置の意味合いの濃い改正だ。

そこで「特定役員」の範囲だが、(1)法人税法第2条第15号に規定する役員、(2)国会議員及び地方公共団体の議会の議員、(3)国家公務員、(4)地方公務員とされる。

(1)の役員とは、会社法上の役員として、取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人、法人税法独自役員として、法人の使用人以外(例えば相談役、顧問、会長、副会長等)の者で、その法人の経営に従事している者をいう。

さらに、法人税法独自の役員として、同族会社の持株で判定する場合、(1)同族会社の使用人であること(職制上使用人としての地位のみを有する者に限る)、(2)50%以上の基準、10%超基準及び5%超基準の持株要件を満たすこと、(3)法人の経営に従事している者であること。

この改正は、2013年分以後の所得税について適用し、個人住民税は、2013年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用する。

今週のキーワード

新入社員
 タイプ命名

昭和48年度以来、平成14年度まで30年間にわたり春先の恒例行事だった。平成15年度から公益財団法人日本生産性本部の「職業のあり方研究会」が引き継ぎ、現在に至っている。同研究会は学識経験者などで構成、多くの企業、学校等の就職採用関係者の協力も得て、新卒入社者の特徴や就職採用環境の動向などについて調査研究を行う。傾向としてその時代の流行などに言葉を掛け合わすが、ここ数年は、エコバック型、カーリング型のようにカタカナ命名が続いていた。